○行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例

平成26年6月27日条例第18号

行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が所有者等により常に適正に管理され、危険な状態のまま放置されることを防止することにより、良好な生活環境の保全及び安心安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家等 市内に所在する建築物その他の工作物で現に利用されていないもの又はそれと 同様の状態にあるものをいう。
 - (2) 危険な状態 空き家等が老朽化等により倒壊するおそれがある状態又は強風等により建築 部材等が飛散するおそれのある状態をいう。
 - (3) 所有者等 空き家等の所有者、管理者、相続人又は破産管財人をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(助言)

第4条 市長は、空き家等が危険な状態にならないよう、所有者等に対し、当該空き家等の適正な管理のために必要な助言をすることができる。

(実態調査)

第5条 市長は、第3条に規定する管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

(指導)

- **第6条** 市長は、前条の規定による調査により空き家等が危険な状態にあると認めるときは、所有 者等に対し、当該空き家等について適正な管理がなされるよう必要な指導をすることができる。 (勧告)
- 第7条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、当該空き家等がなお危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対し、期限を定めて当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(命令)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、当該所有 者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

- **第9条** 市長は、前条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)
 - (2) 命令の対象である空き家等の所在地
 - (3) 命令の内容
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定により公表するときは、事前に当該公表に係る所有者等に意見を述べる機 会を与えなければならない。

(応急措置)

- **第10条** 市長は、空き家等が危険な状態のまま放置されることにより公共空間において第三者に損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を実施した場合には、空き家等の所有者等に当該措置に係る費用を請求することができる。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。